

## 定期点検業務不実施に関する報告指示について

平成19年9月5日

中国四国産業保安監督部は、財団法人中国電気保安協会（広島市中区小町、以下協会という）から、自家用電気工作物の定期点検業務について、一部不実施があったと報告を受けました。これを受け、本日、協会に対し、厳重に注意するとともに、今後このような事態が生じないように、具体的な再発防止対策を作成して報告を行うよう指示しました。

（経緯）

- 1.平成19年7月26日、当部は、協会から定期点検業務に不実施があった旨の報告を受ける。
- 2.平成16年4月から平成19年7月までの間を対象とする協会の内部調査及び当部が8月10日、21日、23日、27日、30日に実施した立入調査により、協会が受託している24,236事業場のうち、65事業場において、一部業務の不実施があったとの事実が判明。
- 3.本日、当部は協会に対して、具体的な再発防止対策の報告を行うよう指示。

照会先

経済産業省 原子力安全・保安院  
中国四国産業保安監督部  
電力安全課 上田， 伴  
TEL (082)224-5742

# 経済産業省

平成19・09・04中四産保第6号

平成19年9月5日

財団法人中国電気保安協会  
理事長 岡田 展 殿

経済産業省 原子力安全・保安院  
中国四国産業保安監督部長 守屋 猛

## 定期点検不実施に係る再発防止について

貴協会が委託契約により行っている自家用電気工作物の保安管理業務の一部において、不実施が発生したことは、電気事業法施行規則第53条第3項に定める職務の誠実な実行の義務に抵触するものであり、誠に遺憾であります。

ここに、厳重に注意するとともに、今後このような事態が生じないように、再発防止対策を作成し、平成19年10月4日までに報告するよう指示します。

(電力安全課主管)